

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に 向けたデジタル人材確保プロジェクト応募要領

1 趣旨

全国的にデジタル人材が不足する中で、特に小規模な団体を中心に人材の不足が深刻であり、単独で人材を確保することやDXの取組を推進することは困難な状況にある。これを踏まえ、令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、国と地方のデジタル共通基盤の整備・運用を進めるとともに、令和7年度中に全都道府県で市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村の求めるDX支援のための人材プール等の必要な機能を確保できるよう、総務省として支援の強化を図っていくことが盛り込まれた。

構築していく推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定される一方、先進自治体の事例も踏まえ、次の4つの機能が必要である。

<推進体制に必要な4つの機能>

- ① 都道府県と市町村の長のレベルの間での推進体制に係る方向性の共有（会議体・宣言・協定等の一定の枠組みの構築。）
- ② 市町村の状況の把握
- ③ 市町村のDX支援のための専門人材の確保（＝人材プールの構築）
- ④ 推進体制において検討していくべきテーマの設定

推進体制の中心となる人材プールについては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められており、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての雇用を中心に行っていく必要があり、具体的には以下のような実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「自治体DXアクセラレータ」という。）を確保していく必要がある。

<自治体DXアクセラレータの要件（予定）>

次の①及び②をともに満たすこと。

- ① デジタル分野の経験・スキルとして以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 民間企業、地方公共団体等におけるデジタル分野での実務経験を5年以上有すること。
 - イ IPAが実施する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。
 - ウ ア又はイと同視し得る知見を有すること。
- ② デジタルに関連する市町村支援業務を主たる業務として実施すること。

一方、「自治体DXアクセラレータ」の要件を満たす人材の確保については、都道府県においても、①採用ノウハウ、②人材の質・量の確保、③確保した人材の行政実務に関する知識の獲得という点で一定の課題を抱えている状況である。

本プロジェクトは、このうち課題①に対して、実際の人材確保までに発生する各工程を伴走支援していくことを目的としている。

2 募集する事業

(1) 対象団体

市町村のDX支援のための人材プールの構築に課題を抱えており、支援を必要としている都道府県

(※1) 人材プールの構築に当たっては、令和7年1月通知のとおり、「自治体DXアクセラレータ」の要件を満たす人材を常勤職員として確保していただくことを中心に進めていく必要があるが、単発のプロジェクトや高い専門性が求められるものの工数が少ない業務については、委託や非常勤職員（副業人材）も活用するなど、業務の性質や都道府県・市町村のニーズ・実態に応じ、雇用と委託・非常勤職員等を併用していくことも重要である。このため、委託や非常勤職員による確保や雇用と委託等を併用で進める都道府県も本事業に応募することができるものとする。

(※2) 原則として「手上げ式」による支援を進めることとしているが、昨年度や今年度実施している都道府県向けヒアリング等の内容も踏まえ、「プッシュ型」で支援を進めることも検討しているものであること。

(2) 対象事業

都道府県において市町村支援のための人材の確保に至るまでのプロセスには一般的に以下のようなステップがある。

- ✓ステップ1：管内市町村の課題の洗い出し・深堀
- ✓ステップ2：人材像・業務の明確化（ジョブディスクリプションの明確化）
- ✓ステップ3：人材確保方法の検討（雇用・業務委託等）
- ✓ステップ4：採用（契約）工程・人材の管理体制の整理～人材の確保

各都道府県は上記ステップごとに支援が必要なものを選択した上で、支援を受けることができるものとする（例：ステップ1、2のみの支援を希望する場合、当該ステップまでを支援）。

ステップごとの支援内容は以下のようなものを想定している。

- ✓ステップ1：管内市町村の課題の洗い出し・深堀

▷ 選定団体の職員とともに、市町村に対しヒアリングを実施し、課題の解像度を

上げる。

✓ステップ2：人材像・業務の明確化（ジョブディスクリプションの明確化）

- ▷ 選定団体内の市町村において、課題に対してどのような人材に対し、どのような分野・レベルで業務を担わせることとなるのかを明確にする。

＜人材像・業務の明確化の例（「外部デジタル人材の確保ガイドブック」（令和6年5月31日策定）P8抜粋）＞

課題の例	人材タイプ	役割の例
DXの必要性は認識しているが、具体的に何から手を付けてよいかわからない	プロデューサー	全庁的なデジタル変革を主導する ・ 機運醸成の施策の検討 ・ 推進体制の検討
首長の指示の下、DX計画は作成したが、取組の優先順位や進捗状況が不明確	プロジェクトマネージャー	各プロジェクトを企画・推進する ・ 企画構想 ・ スケジュール検討 ・ コスト管理
システム導入等取組が出始めているが、前提となる業務改革やシステムの仕様のチェックが甘い	サービスデザイナー DXアドバイザー ITコンサルタント	各プロジェクトにおけるサービス・業務の設計を行う ・ 業務改革 ・ サービス設計、UI・UX 等
システム実装の段階にあるプロジェクトがあるが、実装に向けたスケジュールに遅れが生じている	エンジニア	各プロジェクトにおけるテクノロジーの実装を担う ・ RPA、ローコード等の知見の支援

✓ステップ3：人材確保方法の検討（雇用・業務委託等）

- ▷ ジョブディスクリプションに基づき、どのような形態で人材を確保していくのかを整理する。
- ▷ 機運醸成や全体方針の策定等大所高所からの助言や単発のプロジェクト・専門性が高いものの工数の少ない業務を行う人材が必要な場合は非常勤職員・業務委託で人材を確保する一方、継続的かつ直接的な人材が必要な場合は常勤職員として人材を確保するといったアプローチを検討・整理する。

✓ステップ4：採用工程・人材の管理体制の整理～人材の確保

- ▷ 都道府県のホームページ等を活用した従来の方法に加え、質の高い人材を確保するため、転職サイトやスカウト型サービスの活用も検討する。
- ▷ 都道府県から市町村に対し頻回派遣を行う場合は、あらかじめ市町村側での受入体制についても検討する。
- ▷ 確保した人材が継続的に支援を行いたいと感じられるよう中長期的にキャリアパス（スキルアップ・経験の蓄積、将来の処遇等）を検討する。

（※1）全ステップにおいて、人事・財政担当部局との連携が必要となるが、特にステップ4においては、緊密に連携する必要があることから、積極的に都道府県のDX担当部

局・人事・財政担当部局との総合調整の支援を行う予定である。

(※2) デジタル人材の採用を多く実施しているデジタル庁とも連携しながら進める予定である。

3 経費負担

(1) 伴走支援の実施に係る経費

総務省が負担する。

(2) 伴走支援を受けて、都道府県及び支援対象市町村において実施する事業に要する経費(市町村支援のために確保するデジタル人材の任用等に要する経費を含む。)

当該都道府県及び支援対象市町村が負担する。

(※) 発生した地方負担においては、「都道府県が自治体DXアクセラレータの要件を満たす人材を常勤職員として雇用した場合の普通交付税措置」や「都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材確保に係る特別交付税措置」も加味すること。

4 実施期間

本事業における伴走支援は、採択の通知の日から令和8年3月16日(月)までの間において、都道府県が実施可能な取組を対象として行うものとする。

5 応募方法

本事業による伴走支援を希望する都道府県は、支援を受けることを希望するステップ等を応募書類(8参照)に記載して応募する。

(※1) 総務省地域力創造グループ地域情報化企画室において、外部有識者も交えつつ、申請内容を審査し、本事業による伴走支援の対象とする団体を選定するものとする。

(※2) 総務省は、採択されなかった都道府県についても、採択された都道府県の同意を得た上で、支援内容の速やかな共有を行うものとする。

(※3) 採択はおおむね5団体程度を想定しているが、応募のあった団体については、予算の範囲内で着手可能な団体から順次支援を進めていく予定であるため、積極的に応募されたい。

6 応募内容の確認・修正

評価は提出された応募書類によって書面審査を行うことを原則とするが、必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング等を実施することがある。

また、採択後、必要に応じて応募内容について修正等を行うことがある。

7 応募書類

以下の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ① 別添 1（ワード形式）：応募書（鑑文）
- ② 別添 2（パワーポイント形式）：応募書（都道府県の現状、支援を必要とする具体的なステップ等）
- ③ 補足資料（様式自由）

8 募集期間

募集開始の日から令和 7 年 4 月 10 日（木）12 時までの間に提出すること。

9 提出方法

応募書類については、電子ファイルをメールで提出すること（メールアドレスは 14 を参照。）。

10 スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。

- ① 応募期間（募集開始の日～令和 7 年 4 月 10 日（木））
- ② 採択（4 月下旬）
- ③ 伴走支援実施（5 月～令和 8 年 2 月中旬）
- ④ 中間報告（6 月・10 月頃）
- ⑤ 最終報告（令和 8 年 3 月頃）※成果報告書の提出あり

11 成果報告書

（1）提出物

- ① 成果報告書（概要版及び詳細版）
- ② 事業実施に当たり作成した資料
- （※）成果報告書については、原則公表するものとする。

（2）提出方法

メール提出（提出先のメールアドレスは 14 を参照）

12 留意事項

本事業は、都道府県による市町村支援のための人材プールの構築に向けた取組に対し、総務省が支援するものであり、総務省が直接人材マッチングや紹介等を行う事業ではないこと。

13 問合せ

総務省地域力創造グループ地域情報化企画室 <tiikijouhou@soumu.go.jp>